

えびの高原(硫黄山)周辺に噴火警報が発表された場合 硫黄山

大幡池に噴火警報が発表された場合 大幡池

噴火警戒レベル2～3における立入規制範囲

噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲

噴火警戒レベル2～3における立入規制範囲

噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲

噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

小噴火が発生し、火口から概ね1 km以内の大きな噴石が飛散することが予想されます。

このため、硫黄山から1 km以内の立ち入り規制されます。

※東道1号線の一部通行止めや硫黄山から1 km以内の登山道への立入規制。

過去の事例

2018年4月：水蒸気噴火が発生。泥水が噴出。1768年の水蒸気噴火：大きな噴石の飛散距離は不明

噴火警戒レベル3 (入山規制)

噴火が発生し、火口から概ね2 km以内の大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が予想されます。

火山活動の状況によっては、火口から概ね4 km以内の大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が到達、または発生が予想されます。

過去の事例

16~17世紀：大きな噴石が硫黄山から約2 km飛散。9,000年前：不動池溶岩が約4 km流下

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

硫黄山周辺の火山ガスにご注意下さい。

硫黄山周辺では、体に有毒な火山ガスが発生しており、火山ガスの状況に応じて、登山のコース1号、30号、えびの高原一帯での立ち入り規制があります。

火山ガスの濃度が致死量に達する場合もあり、非常に危険ですので、十分ご注意ください。

火山ガスから身を守るために

- 無風状態の低地には注意です。
- 濡れたタオル(おしぼり)を持参する。
- 火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを顔にあてると吸引量が減ります。
- 危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。
- ぜんそくや心臓病等の持病のある高敏感性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生するおそれがあります。

噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するおそれがあります。

このため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

そのために、次の地区では避難が必要になります。

噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にあります。

噴火が発生し、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫しています。

このため、次の地区では避難が必要になります。

過去の事例

16~17世紀：大きな噴石が硫黄山から約2 km飛散。9,000年前：不動池溶岩が約4 km流下

注

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

注

この予測は硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。

※各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

避難対象地区と避難所一覧			
市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
小林市	環野地区	西小林地区体育館	TELなし
鹿児島県	千歳地区	鹿児島市立総合体育館	TELなし
宮崎県	大出水地区	飯野駅前地区体育館	0984-33-5035
霧島市	霧島・千草木地区	上江地区体育館	0984-33-5799

噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

小噴火が発生し、火口から概ね2 km以内の大きな噴石が飛散することが予想されます。

このため、大幡池から2 km以内の立ち入り規制されます。

過去の事例

約6,500~7,000年前の水蒸気噴火(火焔山)：大きな噴石の飛散距離は不明

噴火警戒レベル3 (入山規制)

噴火が発生し、火口から概ね2 kmを超え概ね4 km以内の大きな噴石の飛散、または火口から概ね1 kmを超え概ね3 km付近まで火砕流、概ね4 km付近まで溶岩流の到達が予想されます。

このため、大幡池から3 km以内、火山活動の状況により4 km以内の立ち入り規制されます。

注

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

火口湖決壊型火山泥流にご注意下さい。

大幡池が不活動で噴火が起きると火口湖が拡大し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら流れ、勢い強く、破壊力も大きいため広範囲に被害が及ぶことがあり、特に注意が必要です。

小林市方面では、生駒高原から集の浦川沿いに宮崎自動車道を越えて流下する可能性もあありますので、流域の方は十分注意して下さい。

高原町方面では、矢岳の北側から高千穂川沿いに中平農産道を越えて流下する可能性もあありますので、流域の方は十分注意して下さい。

各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生するおそれがあります。

噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するおそれがあります。

このため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

そのために、次の地区では避難が必要になります。

噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にあります。

噴火が発生し、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫しています。

このため、次の地区では避難が必要になります。

過去の事例

約1,100年前：溶岩流が大幡山から約4 km流下

注

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

注

この予測は硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。

※各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

避難対象地区と避難所一覧			
市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花笠地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
鹿児島県	神宮台地区	永池自治会	0995-64-8082
霧島市	折田地区	折田地区体育館	0995-57-3901
宮崎県	御鉢地区	御鉢地区公民館	0995-57-3901

新燃岳に噴火警報が発表された場合 新燃岳

噴火警戒レベル2～3における立入規制範囲

噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲

噴火警戒レベル2～3における立入規制範囲

噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲

噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね2 km以内の大きな噴石や火砕流が飛下るような噴火が予想されます。

このため、火口から約2 km、火山活動の状況により概ね1 km以内の立ち入り規制されます。

※警戒が必要な範囲は火口から概ね2 km、火山活動の状況により概ね1 kmとなります。

過去の事例

2006年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日：火山性地震の増加

噴火警戒レベル3 (入山規制)

火口から概ね2 kmを超え4 kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するおそれがあります。

火山活動の状況により概ね3 km、火山活動の状況により概ね4 kmとなります。

過去の事例

2011年1月19日：霧島山を新燃岳の影射が及び、火山口に新しい噴火口が出現した。火山活動の状況により概ね3 km、火山活動の状況により概ね4 kmとなります。

注

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

火砕流や熱風に注意下さい。

火砕流は、火山灰や軽石、岩が空気を一緒に持って流れてくる現象です。内部は高温な場合が多いので、建物や動物に接触すると大変危険です。また、水蒸気噴火の際は、100℃を上回る噴煙が流れてくる可能性があるので、このような噴煙でも、直接吸い込むと肺を損傷する可能性があります。

火砕流や熱風が流れてくる可能性がある場合は、火口から離れた方向へ避難しましょう。

ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れていきますので、谷筋や崖地には行かないようにしましょう。

※各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生するおそれがあります。

噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するおそれがあります。

このため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

そのために、次の地区では避難が必要になります。

噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にあります。

噴火が発生し、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫しています。

このため、次の地区では避難が必要になります。

過去の事例

1717年2月：火砕流が火口から約3 kmまで流下

注

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

注

この予測は新燃岳山頂から半径250mの範囲を指します。

※各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

避難対象地区と避難所一覧			
市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花笠地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
鹿児島県	神宮台地区	神宮台自治会	0995-64-8082
霧島市	折田地区	折田地区公民館	0995-57-3901

噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね1 km以内の大きな噴石が飛散することが予想されます。

このため、火口から1 km以内の立ち入り規制されます。

過去の事例

2003年12月：火山性地震、噴気活動活発

噴火警戒レベル3 (入山規制)

火口から概ね2.5 km以内の大きな噴石の飛散や火砕流が到達する可能性があります。

このため、火口から2~2.5 km以内の立ち入り規制されます。

注

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

こぼしより小さな噴石にもご注意ください。

噴石は、直径数cmから数mのものまであり、風向きに関係なくどの方向にも飛んでいきます。「こぼし」より小さな噴石は、風に流されて4 kmより遠くへ飛んでいきます。

直径数cm程度の小さなものでも、高い空から落ちてくるため、体にあたると致命傷となりとても危険です。

各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生するおそれがあります。

噴火活動の高まりや、有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するおそれがあります。

このため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

そのために、次の地区では避難が必要になります。

噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にあります。

噴火が発生し、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫しています。

このため、次の地区では避難が必要になります。

過去の事例

1235年1月25日：火砕流が火口から約3 kmまで到達

注

ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影を受けて弾道を描いて飛散する直径50 cm以上の大きさのものを指します。

注

この予測は新燃岳山頂から半径250mの範囲を指します。

※各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

避難対象地区と避難所一覧			
市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
鹿児島県	御鉢地区	御鉢地区公民館	0995-57-3901
霧島市	折田地区	折田地区公民館	0995-57-3901
宮崎県	御鉢地区	御鉢地区公民館	0995-57-3901